

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第四巻

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43488 |

疑
問
擬
答

由 日華航空取極において、他の航空協定の場
合と異なり、沖繩を経由する路線の運営権が沖
繩復帰までに限って相手国が航空会社に認
めらるる旨の了解がなしか、台湾に対しては復帰後
もかかる権利を認めざるもりか。

答 如か国がこれまでに各国と締結した航空協定に
より、相手国の航空会社が沖繩を経由する路
線の運営権を認めらるる場合において、沖繩
が米国の施政権下にある地であることは当然

の前提である。従つて沖繩に係る相手国航空
会社の権利が施政権返還までの暫定的なも
りであることは明らかである。日米航空協定附表
の注記や日英航空協定の附属交換公文は、二
つながら権利の暫定性を念ひたり確認したも
りである。中華民国との関係においても、昭和
四十三年に中華航空が沖繩への寄港を開始

すゝにあらり、口上書をもつて同様の確認を
念のため行なつて置く。このように確認の形式
は異なつても、沖縄を經由する路線について各
国の航空会社に認められた権利の暫定性
にたいして何ら責るところなく、従つて中華民国
側に復帰後の沖縄を經由する路線の單管権
を認めるか否かは、将来の交渉の問題である。

外 務 省

(注) 在京中国大使館あへ口上書(昭和四十三年十二月
日付け)

外 務 省